

平成23年度 第3回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上委員会

介護保険分科会

2 (仮称)北九州市第三次高齢者支援計画
について

(2) (仮称)北九州市第三次高齢者支援計画(案)

平成23年10月31日
北九州市保健福祉局

(仮称) 北九州市第三次高齢者支援計画
【試案】

各論 3 - 2

〔基本目標3〕

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち（2）

（※ 介護保険分科会）

1 基本的な考え方

本市の65歳以上の高齢者は平成23年3月で24万2千人に達しています。今後も高齢者の増加とともに、介護や支援を必要とする高齢者の増加も見込まれます。

そのため、介護保険サービスなどに関する必要な情報を提供するとともに、在宅生活を支えるためのサービスの充実や地域に根ざした高齢者福祉施設の計画的な整備に取り組むことが必要です。

また、サービスの量の確保とともにサービスの質の維持・向上を図ることも重要です。高齢者が質の高いサービスを選択・利用できるよう、高齢者のケアに携わる人材の知識や技術の向上を図るとともに、高齢者ケアの分野に人材が定着するための環境整備が求められます。

さらに、高齢者の希望に応じた暮らしを実現できるよう、多様な住まいの確保と提供に努めるとともに、安全・安心で快適な生活環境の実現のため、住宅のバリアフリー化や住宅改修などに取り組むことが必要です。

今後も高齢者を支える介護保険サービス等の充実や、高齢者が安心して生活できる環境づくりを行い、高齢者が「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を目指します。

2 第二次支援計画の主な取り組み

【介護保険制度の適正な運営】

今後の高齢社会を支える基盤として、介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、介護給付の適正な実施を図っていく必要があります。

そのため、公平・公正な要介護認定のための取組みとして、介護認定審査会平準化委員会を定期的に開催し、要介護認定の平準化等に向けた課題把握や対策に取り組みました。

また、保険給付の適正に向けて、介護サービス事業所の実地指導を計画的に行うとともに、本人・家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているか実地での検証を行いました。

さらには、介護保険サービスの理解を深め、各種負担軽減制度の周知を図るため、平成22年度は出前講演や出前トークを45回開催し、約1,500名に参加していただきました。

【介護人材の確保・育成】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるためには、介護保険などのサービスの量を確保するとともに、サービスを提供する人材の安定的な確保と育成が必要です。

国においては、介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬のプラス改定が実施されるとともに、介護職員処遇改善交付金による賃金水準の改善が図られま

した。

また、本市においては、福祉人材の無料職業紹介事業を行う「福祉人材バンク」において、求人求職相談や紹介を行ったほか、介護福祉士やホームヘルパー等の資格を持ちながら、介護職に就労していない潜在的有資格者を対象に、再就労のための研修や情報提供、施設見学など必要な支援を行いました。

さらに、介護サービスの質の向上と従事者のスキルアップを目的として、ホームヘルパーやケアマネジャー等の職種別専門研修など多様なテーマの研修を実施し、人材育成のための支援を行いました。

【介護保険サービス等の充実】

平成12年に介護保険制度が創設された後、介護保険サービスの利用者は増加傾向にあり、平成23年3月の利用者数は約3万9千人に達しています。

介護や支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、これまでに引き続き訪問介護・通所介護などの在宅サービスや訪問給食サービスや在宅の寝たきり高齢者等に対するおむつ給付など在宅福祉サービスの充実に努めました。

また、特別養護老人ホーム704床や認知症グループホーム350床などの計画的な整備を行うとともに、低所得者などに対し利用料や保険料の負担軽減に取り組みました。

3 現状と課題

【介護保険制度の適正な運営】

介護保険サービスの利用者の増加に伴い、今後もサービスにかかる費用の増加が予想されます。介護保険制度が今後も適正に運営されるためには、利用者に対する制度の一層の周知・啓発を図るとともに、サービス利用者の尊厳と自立を支援するという視点に立って、真に必要なサービスを事業者がルールに従って提供することが引き続き求められます。今後も持続可能な介護保険制度の構築に向けて適正な介護給付を図るとともに、介護サービスの質の向上に取り組んでいく必要があります。

【介護人材の確保・育成】

介護サービス分野における人材の確保・育成については、これまでの取組みにより一定の改善が見られますが、他の業種と比べ離職率が高く、人材の確保が難しい状況が続いています。高齢化の進行に伴い介護人材の需要は一層増大することが見込まれるため、引き続き介護サービス分野における人手不足や離職率を改善し、質の高い人材を安定的に確保するとともに育成していくことが求められています。

【在宅サービスの充実】

本市が実施した調査において「介護が必要な状態になったときに希望する生活場所」を尋ねたところ、約半数の方が「ずっと在宅で生活したい」という回答でした。これまでも介護保険の在宅サービスや地域支援事業、それ以外の在宅福祉サービスの充実に取り組んできたところですが、今後とも小規模多機能型居宅介護や新たに創設された地域密着型の在宅サービスの促進を図る必要があります。

【高齢者福祉施設の整備】

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で継続して生活するためには、在宅を支えるサービスの充実とともに地域に根ざした高齢者福祉施設の整備も重要です。本市ではこれまでも利用者のニーズの高い特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの整備に取り組んできました。今後も在宅生活が困難になった方を円滑に施設入所につなげられるよう高齢者福祉施設の計画的な整備に取り組む必要があります。

【介護保険料について】

介護保険制度は負担と給付が明確な社会保険方式を採用しています。今後も高齢化の進行に伴い介護サービスに必要な費用が増加するため、65歳以上の高齢者の介護保険料の大幅な増加が見込まれます。

本市が実施した調査において、介護保険制度の評価について伺ったところ、一般高齢者の7割、在宅高齢者の8割が肯定的な評価をしていますが、一方で介護保険制度についてよくないと回答した人の中には「経済的な負担が大きい」という回答もありました。

今後も引き続き給付と負担のバランスに配慮しながら、きめ細やかな介護保険料の設定や利用料の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

4 施策の方向性

【施策の方向性6】身近な相談と地域支援体制の強化

地域の多様なニーズに対応するため、市民に身近な地域包括支援センターなどを中心として、保健・医療・福祉・地域の連携による見守り・相談・支援体制の強化を図ります。あわせて、必要なサービスを円滑に選択・利用できるよう、様々なサービスや制度に関する情報提供の充実に取り組みます。

(基本的な施策4) 安心してサービスを利用できる体制づくり

高齢者やその家族が適切なサービスを選択・利用できるよう、介護サービスの提供にかかる契約に関して標準となる契約書を作成するとともに、サービスを提供する事業者の情報や本市が実施する高齢者に関するサービスについて積極的な情報提供に取り組みます。

【施策の方向性7】高齢者を支える介護サービス等の充実

平成12年4月に始まった介護保険制度は、介護が必要な人の尊厳を保持し、できるだけ自立して生活できるよう、介護が必要な人を社会全体で支え合う仕組みとして定着してきました。

介護保険制度が市民にとって利用しやすく、安定的に運営されるよう、適正な要介護認定や保険給付の提供に取り組みます。

また、質の高い介護サービスを提供するため、人材の確保や育成に向けた取組みを推進します。

さらに、介護保険の在宅サービスやそれ以外の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホームや認知症グループホームなど高齢者福祉施設の計画的な整備を進めます。

(基本的な施策1) 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度が安定的に運営されるよう、公平・公正な要介護認定を行うとともに、適正な保険給付を行うための取組みを推進します。

また、所得の低い高齢者などに対して、介護保険の保険料や利用料の負担を軽減する施策を実施します。

(基本的な施策2) 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

介護保険制度を円滑に実施・運営していくためには、サービスの担い手となる人材を確保するとともに、サービスの質を向上させることが重要になります。そのため、質の高いサービスを提供する人材の確保・育成に取り組むとともに、介護保険制度の円滑な実施・運営に向けた仕組みづくりを関係団体との協働により推進していきます。

(基本的な施策3) 地域に根ざした高齢者福祉施設などの整備

高齢者が介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、地域に根ざした高齢者福祉施設の計画的な整備を進めます。

(基本的な施策4) 在宅生活を支援するサービスの充実

高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスや地域支援事業、それ以外の在宅福祉サービスなどを充実します。また、小規模多機能型居宅介護や新たに創設された地域密着型のサービスの促進を図ります。

【施策の方向性8】安心して生活できる環境づくり

高齢者が望む暮らしを実現できるよう、多様な住まいの普及と確保に努めます。

あわせて、安全・安心・快適な生活環境の向上を図るため、道路や公共施設をはじめとする生活空間のバリアフリー化や、緊急時の対応を含む防災・防犯対策を推進します。

(基本的な政策1) 高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

高齢者が自らのライフスタイルにあわせた住まいの選択や改修などができるよう、高齢者に配慮した住宅の普及を促進するとともに、住宅のバリアフリー化や住み替えなどの支援に取り組みます。

順不同・掲載順は計画書策定の課程で変更あり

第三次高齢者支援計画掲載事業名	事業概要
身近な相談と地域支援体制の強化	
安心してサービスを利用できる体制づくり	
高齢者排泄相談事業	主に尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できる排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を実施します。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。
介護サービス利用標準契約書の普及	安心して介護保険サービス利用に係る契約を締結できるよう、利用者と事業者双方の権利義務関係を明確にするとともに、双方を保護する観点から、市と福岡県弁護士会北九州部会との協働で標準的な契約書を作成し、周知を図ります。
介護サービス評価事業	介護サービスの質の向上と事業者選択のための情報提供を目的として、介護サービス事業者の提供するサービス(介護老人福祉施設・訪問介護など9サービス)の質について市が認定した民間評価機関が評価します。
市民への広報・周知	介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。
高齢者を支える介護サービス等の充実	
介護保険制度の適正な運営	
要介護認定の適正化	要介護認定の迅速化・平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、定期的を開催します。介護認定審査会を1箇所集中方式で開催し、介護認定審査会の効率的な運営を行うとともに、審査判定に関わる審査会委員や認定調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。
保険請求の適正化	介護給付など対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県との密接な連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。
居宅サービス計画(ケアプラン)検証の実施	居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されているかを検証します。
新規事業所への支援	新規参入したサービス提供事業者に対して、本市独自の取組みや事務手続きの周知や、及び適正なサービス提供など事業者に必要な情報提供を行います。
介護サービス従事者への研修	介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、必要な知識・技能を習得するための基礎的・専門的研修など多様なテーマの研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、ケアマネジメントや医療の専門性を高めるため、関係機関との連携により研修内容の充実を図ります。

順不同・掲載順は計画書策定の課程で変更あり

第三次高齢者支援計画掲載事業名	事業概要
高額介護サービス費	介護保険サービスを利用している人に対し、1ヵ月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。
特定入所者介護サービス費	市民税非課税で介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)・ショートステイを利用している人の居住費(滞在費)・食費について、利用者負担の軽減を行います。
社会福祉法人による利用者負担軽減	生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。
市民税課税世帯に対する特例減額措置(事業費は特定入所者介護サービス費に含まれる)	高齢者夫婦などの市民税課税世帯で、一方が施設に入った場合に在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となるなど、一定の要件に該当する場合、利用者負担の軽減を行います。
ホームヘルプサービスの利用者負担軽減	障害者自立支援法の対象であった障害のある人で一定の要件に該当する人に対し、ホームヘルプサービスの利用者負担の軽減を行います。
介護保険料の申請による負担軽減	所得区分の第2・第3段階に属する人の中で、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請による保険料負担の軽減を行います。
その他利用料・保険料の負担軽減	本来適用すべき利用料・保険料を支払えば、生活保護が必要な状態になる場合に、より低い段階の利用料・保険料を適用し、負担の軽減を行います。また、災害など特別な理由で、利用料・保険料の支払が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、負担の軽減を行います。
高額介護サービス費貸付事業	利用料の自己負担が著しく高額となり、利用者負担の支払が困難な人に対し、高額介護サービス費の上限額を超える部分について貸付を行います。
新 介護支援ボランティア制度の実施 ※検討中	高齢者が介護保険施設等において、要介護者等に対する介護支援ボランティアを行った場合に、その活動実績を評価してポイント化し、ポイントを換金することができる事業の実施を検討します。

順不同・掲載順は計画書策定の課程で変更あり

第三次高齢者支援計画掲載事業名	事業概要
介護サービスの質の向上と人材育成の推進	
社会福祉施設従事者研修事業	保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設などの社会福祉施設の利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修など従業員の資質の向上に効果的な研修を効率的に実施し、福祉サービスを担う人材の確保を図ります。
福祉人材バンク運営事業	福祉人材の無料職業紹介事業を行う「福祉人材バンク」において、求人・求職者への無料相談及び就労斡旋業務、合同就職面談会の開催、広報活動などに取り組み、福祉人材の確保を支援します。
潜在的有資格者への就労支援	介護福祉士やホームヘルパーなどの資格を有しながら、介護職に就労していない潜在的有資格者を対象に、介護施設の見学と研修等を一体的に実施する就労支援セミナー事業や市内の介護事業所へ派遣する介護人材就労サポート事業などを実施し、潜在的な介護人材と介護事業所との就労に向けたマッチングを支援します。
介護サービス事業経営者への研修	介護サービス事業の経営者(事業主)を対象に、雇用管理の必要性・重要性や法令順守についての理解を促進するための研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。
地域密着型サービス事業参加希望者への支援	介護サービスの質を確保しながら、地域密着型サービスの新規参加を支援するため、新規参加希望者を対象に、事業に必要な知識などについての説明会を行います。
地域に根ざした高齢者福祉施設の整備	
特別養護老人ホーム等の整備	在宅での介護が困難となった寝たきりなどの高齢者が入所する特別養護老人ホームと認知症の増加に伴い需要が見込まれるグループホーム等の建設を促進します。
複合的な地域密着型サービスの整備	小規模特別養護老人ホームを核に、グループホームや小規模多機能型居宅介護を併設し、高齢者を支援する機能を持った複合的な地域密着型サービスを整備します。これにより、高齢者が比較的元気な段階から、介護が必要となった場合でも、馴染みの関係を続けたまま地域で通いや入所ができるサービスを提供します。
特別養護老人ホームへの入所円滑化の促進	入所申込者の身体・心理状況及び介護者の状況などを評価し、施設長などの施設職員と施設職員以外の第三者委員で構成される「入所検討会議」で検討された「入所順位優先者名簿」に基づき入所の必要性の高い方から入所を行い、特別養護老人ホームへの入所の円滑化を図ります。

順不同・掲載順は計画書策定の課程で変更あり

第三次高齢者支援計画掲載事業名		事業概要
在宅生活を支援するサービスの充実		
	日常生活用具給付事業	一人暮らし高齢者などに対して、介護保険の福祉用具対象になっていない火災警報機・自動消火器・電磁調理器を給付します。
	在宅高齢者等おむつ給付サービス事業	原則要介護3以上と認定された者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり及び認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。
	粗大ごみ持ち出しサービス事業	高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。
	在日外国人高齢者給付金事業	年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。
	介護保険サービスの提供(在宅サービスの提供、施設・居住系サービス)	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行います。また、施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。
新	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 ※検討中	重度の方を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支援するため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型の訪問や随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を促進します。
新	複合型サービスの整備 ※検討中	介護保険法の改正により創設される、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを一体的に組み合わせて提供する「複合型サービス」の整備を促進します。

順不同・掲載順は計画書策定の課程で変更あり

第三次高齢者支援計画掲載事業名	事業概要
いきいきと生活できる環境づくり	
高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保	
高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進	民間事業者等に整備費の一部を補助することで、高齢者が安全に安心して居住できる、バリアフリーで、緊急時通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅の供給促進を図ります。
市営住宅の整備事業(市営住宅の建替、新設及びふれあいむらの整備)	市営住宅の建替や新設においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』(バリアフリー化)の住宅を供給します。また、高齢者が安心して生活できるように、福祉施設と連携して、生活援助員を派遣し、日常生活相談や緊急時の対応などを行う『ふれあいむら』(高齢者向けケア付き市営住宅)も整備します。
市営住宅ストック総合改善事業(すこやか改善)	既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、またぎ高さを抑えた浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。
市営住宅定期募集における住宅困窮者募集制度	住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い高齢者を対象に優先入居を実施します。対象者は、60歳以上の高齢者単身の方、または高齢者、障害のある人、児童などの同居親族を含む高齢者世帯の方です。なお、住宅困窮者募集制度は高齢者のほか、障害のある人、母子・父子、多子世帯を対象としています。
すこやか住宅改造助成事業	介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様(段差解消など)に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。
住宅改修支援事業	担当の介護支援専門員がいない場合に、要介護高齢者などの住宅改修で必要となる「住宅改修が必要と認められる理由書」を作成した介護支援専門員などに助成を行います。
高齢者等住宅改良資金利子補給	高齢者の専用居室や浴室などを増改築する際に必要な資金を、高齢者等住宅改良資金で借り受けた場合の利子を一部補給します。
福岡県あんしん住替え情報バンク	高齢者の方が、住み替え先の情報収集や、住み替え後の持ち家の売却・賃貸等の活用方法について相談ができる「福岡県あんしん住替え情報バンク((財)福岡県建築住宅センター)」の活用を促し、高齢者世帯等の住み替えの円滑化、住み替えた後の空き家の有効利用を図ります。
高齢者住宅等安心確保事業	ふれあいむら及び高齢者向け優良賃貸住宅について、高齢者の安否確認や生活相談などを行うため、生活援助員の派遣を行い、高齢者の安心を確保します。
新 サービス付き高齢者向け住宅の普及 ※検討中	安否確認や生活相談サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度により、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいの普及を図ります。